令和８年度 看護実習受入拡充事業費補助 （概要）

目　　的	看護学生の実習を受け入れる病院等の確保が課題となっているため、新たに看護学生の実習を受け入れる病院等に対し、受入に要する経費の一部を補助することにより、実習施設の拡充を図る。	
実施主体	・県内病院（①産科病棟あるいは小児科病棟を有する病院、②299 床以下の中小規模病院） ・県内の訪問看護ステーション ・県内の助産所等 ・県内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設	
補助制度	**実習指導者講習会等受講経費**	
	目　　的	講習会受講の際の受講経費や代替職員の配置に係る経費を支援し、実習指導者の配置を推進する。
	事　　業	対象施設が実習指導者育成のため実習指導者講習会に職員を派遣する。
	対象施設	前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に「看護実習指導者」を増やす施設。
	対象経費	・講習会受講経費：受講料、教材費、旅費 ・代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る）：人件費、手当
	基準額	（病院の場合） 講習会の受講者１人当たり 582 千円 （病院以外の施設の場合） 講習会の受講者１人当たり 97 千円
	実習受入施設職員等雇用経費	
	目　　的	専任教育担当者や実習指導者の負担を軽減することで、実習に係る調整を円滑に進め、受入拡充を図る。
	事　　業	専任教育担当者（実習の受入れ調整や院内の担当者配置の調整などにあたる）や実習指導者の活動を補佐するために、看護師等の非常勤職員等を雇用する。
	対象施設	・補助を受けようとする年度に新規に実習の受入れを行う施設。 ・前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に「実習受入数（実数）」「受入看護師等学校養成所数」のいずれかを増やす施設。
	対象経費	実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための職員雇用に係る人件費、手当
	基準額	１施設当たり 582 千円
補助率	３分の１	

※注１）「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者

※注２）「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとし厚生労働省が認定した講習会をいう。

※令和８年度に補助を受ける場合

（１）実習指導者講習会等受講事業

令和７年度末時点よりも令和８年度の「実習指導者」の数を増やす施設。

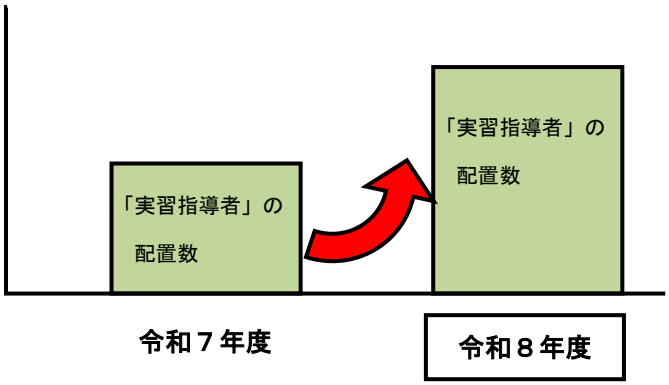

（２）実習受入施設職員雇用事業

令和７年度よりも令和８年度の「受入実習人数（**実数**）」もしくは「受入看護師等学校養成所数」が増える施設。

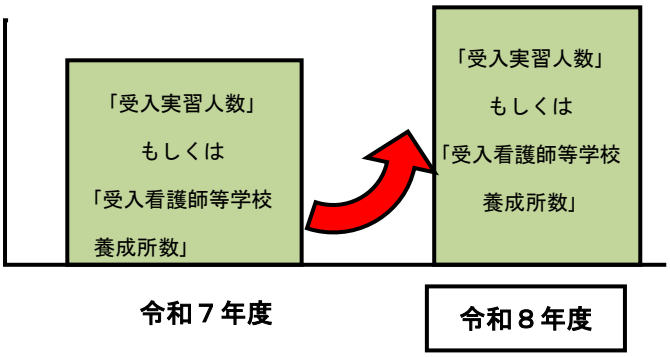

※受入拡充の考え方について

受入拡充とは、「受入実習人数」「受入看護師等学校養成所数」のいずれかを前年度よりも増やすこと。

「受入実習人数」とは、施設が実習を受入れる看護師等学校養成所の学生の総数（**実数**）。
「受入看護師等学校養成所数」とは、施設が実習を受入れる看護師等学校養成所の総数。
ただし、看護師等学校養成所は、神奈川県内の施設（大学、短期大学、専門学校）のみとし、県外の施設は含まないものとします。
「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者とします。